

建設工事に係る委託業務（設計・調査・測量）の 「最低制限価格」の見直しについて

建設工事に係る委託業務については、平成20年6月の新公共調達制度の導入時から「最低制限価格」を設定し、一定の係数を乗じて算出していた。

今般、平成21年4月～平成22年4月末までに発注した予定価格3,000万円未満の建設工事に係る委託業務1,346件のうち約2割を抽出し、予定価格と落札額からコスト構造の実態を調査した。

その調査結果を検証したところ、国土交通省における低入札価格調査基準価格の算定式（以下「国の算定式」という。）における係数と概ね同様の傾向があることが判明した。

このため、平成22年4月の「国の算定式」に準じて見直し、適正化を図る。

見直し内容

建設工事に係る委託業務の「最低制限価格」の見直し

※「最低制限価格」とは、この価格を下回ると自動的に失格となる価格で、予定価格が3千万円未満の業務に設定

【現行の算定式】 業務価格 × 0.70 × 1.05 × ランダム係数(1.000 ~ 1.060)

【見直し後の算定式】

(業務種別毎に定めた以下の①～④により算出された額の合計金額) ×
1.05 × ランダム係数(0.970 ~ 1.030)

業務種別	①	②	③	④
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じて得た額
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じて得た額
補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じて得た額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の額に 10分の4を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に 10分の4を乗じて得た額

適用時期

平成22年8月1日以降公告分の建設工事に係る委託業務から適用。